平成27年●月●日

重要

マイナンバー制度についてのおしらせ

**株式会社　●●**

社長　△△　△△

**●●●税理士事務所**

080-××××-××××

平成28年よりマイナンバー制度が開始します。

この制度は、住民票のある人にすべてナンバリングをし、税及び社会保障、災害対策の分野で利用しようというものです。

マイナンバーは平成27年10月5日より市町村から簡易書留でご自宅に、順次通知されます。注意すべきポイントは次のとおりです。

１　マイナンバーは、生涯にわたって変更がありません。

２　マイナンバーは、税及び社会保障、災害対策でのみ使います。

会社は、皆様の税金に関すること、社会保険に関する事務をしておりますので、皆様及び皆様の扶養家族の方々のマイナンバーを集めることが必要です。

３　マイナンバーは、市町村より通知されますが、それだけでは身分証明とならないため、通知書に同封している申請書により、写真等を付けて「マイナンバーカード」の交付を市町村に依頼する必要があります。（無料）

４　マイナンバーカードは、表面に名前、住所、性別及び写真が記載されます。裏面に、マイナンバーが書かれますが、マイナンバーは非常に重要なもので変更がきかないため、むやみに流出させないようにお願いします。

５　当法人は、マイナンバーを皆様より順次申告していただきます。厳重に管理しますのでご安心ください。また、不要になりましたら削除しますので合わせてご安心ください。